

## II 公文書公開制度の運用状況

### 1 公文書公開の請求件数及びその処理状況

公文書公開の請求件数とその処理状況は、表1のとおりです。

表1

(単位：件)

年度	請求 件数	処理状況								
		公開	一部公開	非公開			却下	期間延長	期限の 特 例	取下げ
				非公開情報	不存在	存否応答拒否				
27	2451	1795	436	35	159	8	13	42	5	67
28	2628	1839	563	24	186	10	3	84	74	154

備考

- 1 1件の請求で複数の決定をしているものがあるため、請求件数と処理状況の決定件数の合計は一致しません。

### 2 実施機関別の公文書公開の請求件数及びその処理状況

実施機関別の請求件数等は、表2のとおりです。

表2

(単位：件)

実施機関	請求件数		処理状況							
	27	28	公開	一部 公開	非公開			却下	取下げ	
					非公開 情 報	不存在	存否応 答拒否			
市 長	会 計 室	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	市 長 室	17	17	4	9	0	3	0	0	4
	総務企画局	63	53	18	19	1	11	5	3	4
	財 政 局	98	117	70	28	1	6	0	0	13
	市 民 局	58	64	17	36	2	7	0	0	6
	こども未来局	50	46	20	24	0	2	0	0	2
	保健福祉局	189	179	130	32	2	17	1	0	10
	環 境 局	67	53	37	11	0	3	0	0	4
	経済観光文化局	41	57	21	27	2	10	0	0	4
	農 林 水 産 局	60	52	38	11	0	1	0	0	2
	住宅都市局	184	173	105	53	2	11	2	0	4
	道路下水道局	620	636	570	32	0	13	0	0	30
	港 湾 局	121	168	142	17	0	5	0	0	8
	区 役 所	493	490	383	84	3	27	0	0	23
小 計	2063	2105	1555	383	13	116	8	3	114	
議 長	14	17	0	13	0	4	0	0	1	
教 育 委 員 会	109	98	38	41	2	17	2	0	6	
選 挙 管 理 委 員 会	9	12	4	7	0	3	0	0	0	
人 事 委 員 会	2	3	2	1	0	0	0	0	0	
監 査 委 員	1	1	1	0	0	0	0	0	0	
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
固定資産評価審査委員会	1	1	0	0	1	0	0	0	0	
公 営 企 業 水 道 局	142	176	162	6	1	6	0	0	4	
管 理 者 交 通 局	30	126	46	83	6	9	0	0	25	
消 防 長 消 防 局	57	57	8	24	1	29	0	0	2	
福岡市立病院機構	9	9	7	1	0	1	0	0	0	
福岡市住宅供給公社	11	21	15	4	0	1	0	0	1	
福岡市土地開発公社	2	1	1	0	0	0	0	0	0	
担 当 課 な し	1	1	0	0	0	0	0	0	1	
合 計	2451	2628	1839	563	24	186	10	3	154	

備考

- 1 1件の請求で複数の決定をしているものがあるため、請求件数と処理状況の決定件数の合計は一致しません。

### 3 不服申立ての件数及びその処理状況

公文書の公開請求に対する実施機関の決定や、公開請求に関する実施機関の不作為について不服がある者は、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができます。不服申立ての件数とその処理状況は、表3のとおりです。

表3

(単位：件)

区分	件数	処理状況						
		認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	継続審議	審議済未決定
平成27年度以前からの継続申立て分	26	0	9	11	6	0	0	0
平成28年度の申立て分	20	1	1	4	0	1	13	0

備考

・特になし。

### 4 公文書の複写の状況及びその費用の徴収状況

公文書の複写の状況及びその費用の徴収状況は表4のとおりです。

表4

区分		平成27年度		平成28年度	
		数量	金額	数量	金額
用紙	モノクロ	107,393枚	1,073,930円	113,330枚	1,133,300円
	カラー	4,548枚	136,440円	3,677枚	110,310円
写真フィルム (印画紙に印画したもの)		0枚	0円	0枚	0円
スライド (印画紙に印画したもの)		0枚	0円	0枚	0円
CD-R		438枚	30,660円	399枚	27,930円
DVD-R		3枚	360円	1枚	120円
録音カセットテープ		0巻	0円	0巻	0円
ビデオカセットテープ		0巻	0円	0巻	0円

備考

・用紙に複写する場合 モノクロ1枚(片面)10円、カラー1枚(片面)30円、写真フィルム1枚30円、スライド1枚80円、CD-R1枚70円、DVD-R1枚120円、録音カセットテープ1巻170円、ビデオカセットテープ1巻170円

### 5 情報公開審査会への諮問の状況

情報公開審査会は、

- ① 諮問された不服申立て事案について審議し、
  - ② 情報公開制度の運用に関する重要事項について、諮問に応じて答申し、及び建議することができます。【福岡市情報公開条例第23条第2項】
- 平成28年度及び過年度になされた諮問について、平成28年度中に審査会で処理したものの概要は表5のとおりです。

表5

諮問の概要 (平成27年度諮問第1号)	①不服申立て事案についての諮問 〇〇氏(又は代理人)が△△氏にかかる住民異動届を開示請求した際の事務手続き記録に関する文書
実施機関	南区市民部市民課
決定年月日	平成27年3月4日(非公開決定)
非公開理由	存否応答拒否
不服申立て年月日	平成27年4月13日
諮問年月日	平成27年5月12日
答申年月日	平成28年5月16日
答申内容	「〇〇氏(又は代理人)が△△氏にかかる住民異動届を開示請求した際の事務手続き記録に関する文書」について、福岡市長が行った非公開決定処分は妥当である。
裁決・決定年月日	平成28年6月14日
裁決・決定内容	棄却(答申どおり)

諮問の概要 (平成27年度諮問第2～8号)	①不服申立て事案についての諮問 諮問第2号：H25. 4. 1現在の特定市営住宅特定棟の空部屋番号 諮問第3号：H24. 4. 1現在の特定市営住宅特定棟の空部屋番号 諮問第4号：H24. 10. 1現在の特定市営住宅特定棟の空部屋番号 諮問第5号：H25. 10. 1現在の特定市営住宅特定棟の空部屋番号 諮問第6号：H26. 4. 1現在の特定市営住宅特定棟の空部屋番号 諮問第7号：H26. 10. 1現在の特定市営住宅特定棟の空部屋番号 諮問第8号：H27. 4. 1現在の特定市営住宅特定棟の空部屋番号
実施機関	福岡市住宅供給公社総務課
決定年月日	平成27年4月13日(非公開決定)
非公開理由	条例第7条第1号及び第3号に該当 ・個人の特定に繋がる情報であること。また、防犯上の支障をおよぼすおそれがある情報であるため。
不服申立て年月日	平成27年4月23日
諮問年月日	平成27年5月13日
答申年月日	平成28年6月13日
答申内容	「H25. 4. 1現在の特定市営住宅1棟～7棟の空部屋番号」ほか6件の空部屋番号について、福岡市長が行った非公開決定処分は、各リストの見出しの項目の部分及び「区名」の欄の部分について公開とすることが妥当である。
裁決・決定年月日	平成28年7月6日
裁決・決定内容	一部認容(答申どおり)

諮問の概要 (平成27年度諮問第9号)	①不服申立て事案についての諮問 福岡市保健福祉局生活衛生部生活衛生課による、地域猫活動における、各実施地区の地区名、住所、代表者、参加者数、野良猫の手術頭数、聞き取り調査結果、実施に至るまでの説明会実施等の時系列一覧、および各実施地区における、給餌・清掃・不妊去勢手術等の計画書や、それら実施実績を示す報告書、及び活動を証明する写真画像
実施機関	保健福祉局生活衛生部生活衛生課
決定年月日	平成27年3月6日(一部公開決定)
非公開理由	条例第7条第1号及び第5号に該当 ・地域猫活動の代表者氏名、(住所)、電話番号及び活動者氏名は個人情報であるため。地区名、(住所)、及び活動地区周辺地区は、活動に支障を及ぼす恐れがあるため。
不服申立て年月日	平成27年5月8日
諮問年月日	平成27年5月21日
答申年月日	平成28年7月20日

答 申 内 容	「福岡市保健福祉局生活衛生部生活衛生課による、地域猫活動における、各実施地区の地区名、住所、代表者、参加者数、野良猫の手術頭数、聞き取り調査結果、実施に至るまでの説明会実施等の時系列一覧、および各実施地区における、給餌・清掃・不妊去勢手術等の計画書や、それら実施実績を示す報告書、および活動を証明する写真画像」について、福岡市長行った一部公開決定処分については、指定地域名のうち町名の部分は、公開とすることが妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	平成28年8月17日
裁 決 ・ 決 定 内 容	一部認容(答申どおり)

諮 問 の 概 要 (平成27年度諮問第10号)	①不服申立て事案についての諮問 特定地番の (1)上記空アパートに関する近隣住民からの苦情等申し入れ履歴、 (2)上記空アパートに関する「福岡市空き家の倒壊等による被害の防止に関する条例」に基づく調査結果、 (3)所有者等に対する指導及び回答・対応履歴
実 施 機 関	住宅都市局建築指導部建築物安全推進課
決 定 年 月 日	平成27年9月11日(非公開決定)
非 公 開 理 由	(1)存否応答拒否 (2)条例第7条第1号及び第5号に該当 対象文書を公開すると、当該建物に対する評価内容を公表することとなり、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 (3)条例第7条第1号に該当 対象文書を公開すると、特定の個人を認識することができ、個人の権利利益を害するおそれがあるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成27年9月16日
諮 問 年 月 日	平成27年10月16日
答 申 年 月 日	平成28年8月26日
答 申 内 容	「特定地番の (1)上記空アパートに関する近隣住民からの苦情等申し入れ履歴、 (2)上記空アパートに関する「福岡市空き家の倒壊等による被害の防止に関する条例」に基づく調査結果、 (3)所有者等に対する指導及び回答・対応履歴」について、福岡市長の行った非公開決定処分は妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	平成28年9月21日
裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却(答申どおり)

諮 問 の 概 要 (平成27年度諮問第11号)	①不服申立て事案についての諮問 ①「本年度に福岡市に採用されるとして、入庁就職した者が福岡市に提出した宣誓書のたぐいの文書のすべて」として、今年度新規採用職員の宣誓書、 ②「特定職員が就職するに際して、福岡市に提出した宣誓書のすべての文書」として、当該職員の宣誓書
実 施 機 関	総務企画局人事部人事課
決 定 年 月 日	平成27年10月27日(一部公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第1号に該当 ・個人情報に該当するため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成27年11月12日
諮 問 年 月 日	平成27年12月11日
答 申 年 月 日	平成28年9月5日

答 申 内 容	「①「本年度に福岡市に採用されるとして、入庁就職した者が福岡市に提出した宣誓書のたぐいの文書のすべて」として、今年度新規採用職員の宣誓書、 ②「特定職員が就職するに際して、福岡市に提出した宣誓書のすべての文書」として、当該職員の宣誓書」について福岡市長が行った非公開決定処分は妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	平成28年9月16日
裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却（答申どおり）

諮 問 の 概 要 (平成27年度諮問第12号)	①不服申立て事案についての諮問 特定地域の「平成27年国勢調査員名簿」及び「平成27年国勢調査指導員名簿」
実 施 機 関	博多区総務部総務課
決 定 年 月 日	平成27年11月24日(非公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第6号に該当 ・対象文書については、国から不開示とする旨通知されているため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成27年11月30日
諮 問 年 月 日	平成27年12月25日
答 申 年 月 日	平成28年11月21日
答 申 内 容	「特定地域の「平成27年国勢調査員名簿」及び「平成27年国勢調査指導員名簿」」について福岡市長が行った非公開決定処分は妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	平成28年12月6日
裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却（答申どおり）

諮 問 の 概 要 (平成27年度諮問第13号)	①不服申立て事案についての諮問 児童扶養手当受給資格者名簿の作成日について、受給資格喪失後に作成可能な根拠となる文書
実 施 機 関	こども未来局こども部こども家庭課
決 定 年 月 日	平成27年12月18日(非公開決定)
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成28年1月6日
諮 問 年 月 日	平成28年1月12日
答 申 年 月 日	平成29年1月23日
答 申 内 容	「児童扶養手当受給資格者名簿の作成日について、受給資格喪失後に作成可能な根拠となる文書」について、福岡市長が行った非公開決定処分は妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	平成29年1月25日
裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却（答申どおり）

諮 問 の 概 要 (平成27年度諮問第14号)	①不服申立て事案についての諮問 総務企画局所属の特定職員が福岡市に就職するとして提出した誓約書、及び「総務企画局所属の特定職員の入庁から現在に至るまでの年度別所属部課名一覧と国家資格証のコピー
実 施 機 関	総務企画局人事部人事課
決 定 年 月 日	平成27年11月30日(一部公開・非公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第1号に該当 ・個人情報に該当するため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成27年12月14日
諮 問 年 月 日	平成28年1月13日
答 申 年 月 日	平成28年9月5日
答 申 内 容	「総務企画局所属の特定職員が福岡市に就職するとして提出した誓約書」、及び「総務企画局所属の特定職員の入庁から現在に至るまでの年度別所属部課名一覧と国家資格証のコピー」について、福岡市長が行った非公開決定処分は妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	平成28年9月16日
裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却（答申どおり）

諮問の概要 (平成27年度諮問第15号)	①不服申立て事案についての諮問 保健福祉局所属の特定職員が市に提出した国家資格証のコピーと入庁から現在に至るまでの年度別所属先部課名一覧
実施機関	総務企画局人事部人事課
決定年月日	平成27年11月30日(非公開決定)
非公開理由	条例第7条第1号に該当 ・個人情報に該当するため。
不服申立て年月日	平成27年12月14日
諮問年月日	平成28年1月13日
答申年月日	平成28年9月5日
答申内容	「保健福祉局所属の特定職員が市に提出した国家資格証のコピーと入庁から現在に至るまでの年度別所属先部課名一覧」について、福岡市長が行った非公開決定処分は妥当である。
裁決・決定年月日	平成28年9月16日
裁決・決定内容	棄却(答申どおり)

諮問の概要 (平成27年度諮問第16号)	①不服申立て事案についての諮問 住宅都市局と福岡市住宅供給公社に、福岡市から出向している職員のうち、課長格級以上の職員の福岡市入庁時から現在に至るまでの年度別所属先部局課名一覧
実施機関	総務企画局人事部人事課
決定年月日	平成27年11月30日(非公開決定)
非公開理由	条例第7条第1号に該当 ・個人情報に該当するため。
不服申立て年月日	平成27年12月14日
諮問年月日	平成28年1月13日
答申年月日	平成28年9月5日
答申内容	「住宅都市局と福岡市住宅供給公社に、福岡市から出向している職員のうち、課長格級以上の職員の福岡市入庁時から現在に至るまでの年度別所属先部局課名一覧」について、福岡市長が行った非公開決定処分は妥当である。
裁決・決定年月日	平成28年9月16日
裁決・決定内容	棄却(答申どおり)

諮問の概要 (平成27年度諮問第17号)	①不服申立て事案についての諮問 衆議院解散日(H26年11月21日)前に、福岡市東京事務所が解散総選挙を把握していた根拠となる文書、及び福岡市東京事務所と福岡市教育委員会が「やりとり」をする関係性が確認できる文書
実施機関	総務企画局東京事務所
決定年月日	平成28年1月15日(非公開決定)
非公開理由	公開請求に係る公文書を保有していない。
不服申立て年月日	平成28年2月5日
諮問年月日	平成28年2月24日
答申年月日	平成28年10月3日
答申内容	「衆議院解散日(H26年11月21日)前に、福岡市東京事務所が解散総選挙を把握していた根拠となる文書、及び福岡市東京事務所と福岡市教育委員会が「やりとり」をする関係性が確認できる文書」について、福岡市長が行った非公開決定処分は妥当である。
裁決・決定年月日	平成28年10月19日
裁決・決定内容	棄却(答申どおり)

諮問の概要 (平成27年度諮問第18号)	①不服申立て事案についての諮問 福岡市東京事務所と福岡市教育委員会が「やりとり」をする関係性が確認できる文書
実施機関	教育委員会学校空調整備推進室
決定年月日	平成28年1月15日(非公開決定)
非公開理由	公開請求に係る公文書を保有していない。

不服申立て年月日	平成28年2月5日
諮問年月日	平成28年2月24日
答申年月日	平成28年10月3日
答申内容	「福岡市東京事務所と福岡市教育委員会が「やりとり」をする関係性が確認できる文書」について、福岡市教育委員会が行った非公開決定処分は妥当である。
裁決・決定年月日	平成28年10月26日
裁決・決定内容	棄却（答申どおり）

諮問の概要 (平成27年度諮問第19号)	①不服申立て事案についての諮問 福岡市立、小中学校の管理職の教職員が、前任校のPTA名簿（委員在任中の保護者のTEL番号等々）を所持する事を容認している文書
実施機関	教育委員会総務部総務課
決定年月日	平成28年1月18日（非公開決定）
非公開理由	公開請求に係る公文書を保有していない。
不服申立て年月日	平成28年2月5日
諮問年月日	平成28年2月25日
答申年月日	平成29年1月23日
答申内容	「福岡市立、小中学校の管理職の教職員が、前任校のPTA名簿（委員在任中の保護者のTEL番号等々）を所持する事を容認している文書」について、福岡市教育委員会が行った非公開決定処分は妥当である。
裁決・決定年月日	平成29年2月9日
裁決・決定内容	棄却（答申どおり）

諮問の概要 (平成28年度諮問第1号)	①不服申立て事案についての諮問 平成27年1月～3月中に住宅供給公社から福岡地方検察庁に提示された図面
実施機関	福岡市住宅供給公社保全課
決定年月日	平成28年1月21日（非公開決定）
非公開理由	条例第7条第6号に該当 ・対象文書は、国等の機関の指示により、公にすることができないため。
不服申立て年月日	平成28年3月16日
諮問年月日	平成28年4月15日
答申年月日	平成29年2月20日
答申内容	「平成27年1月～3月中に住宅供給公社から福岡地方検察庁に提示された図面」について、福岡市住宅供給公社理事長が行った非公開決定は妥当である。
裁決・決定年月日	平成29年3月22日
裁決・決定内容	棄却（答申どおり）

諮問の概要 (平成28年度諮問第2号)	①不服申立て事案についての諮問 新青果市場整備において、宇美処分場への建設発生土の搬出に使用された工事車輛一覧
実施機関	農林水産局新青果市場建設担当
決定年月日	平成28年3月10日（非公開決定）
非公開理由	公開請求に係る公文書を保有していない。
不服申立て年月日	平成28年4月22日
諮問年月日	平成28年5月20日
答申年月日	
答申内容	平成28年9月30日審査請求取下げ
裁決・決定年月日	
裁決・決定内容	

諮問の概要 (平成28年度諮問第3号)	①不服申立て事案についての諮問 公営住宅板付住宅新築工事の現場仮設事務所の基礎がなかった事に対するの指導に関する文書
------------------------	---

実 施 機 関	住宅都市局建築指導部監察指導課
決 定 年 月 日	平成28年5月17日(非公開決定)
非 公 開 理 由	存否応答拒否
不 服 申 立 て 年 月 日	平成28年5月26日
諮 問 年 月 日	平成28年6月21日
答 申 年 月 日	平成29年2月20日
答 申 内 容	「公営住宅板付住宅新築工事の現場仮設事務所の基礎がなかった事に対する指導に関する文書」について、福岡市長が行った非公開決定処分(存否応答拒否)は妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	平成29年3月7日
裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却(答申どおり)

諮 問 の 概 要 (平成28年度諮問第7号)	①不服申立て事案についての諮問 平成27年度、福岡市東京事務所が、在福の全ての部局及び教育委員会からの依頼で、国会議員の個人事務所(中央省庁等々の国の機関ではない)と、連絡(アポイント取り等々)を取り合った、全ての記録が確認できる文書
実 施 機 関	総務企画局東京事務所
決 定 年 月 日	平成28年7月29日(非公開決定)
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成28年9月2日
諮 問 年 月 日	平成28年9月28日
答 申 年 月 日	平成29年3月21日
答 申 内 容	「平成27年度、福岡市東京事務所が、在福の全ての部局及び教育委員会からの依頼で、国会議員の個人事務所(中央省庁等々の国の機関ではない)と、連絡(アポイント取り等々)を取り合った、全ての記録が確認できる文書」について、福岡市教育委員会が行った非公開決定処分は妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	平成29年4月4日
裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却(答申どおり)